

令和 7 年度 授業料等減免の手引き【新制度】

高等教育の修学支援新制度

対象者：保健医療学部学生

【問合せ先】

茨城県立医療大学教務課学生担当

029-840-2108

gakusei@ipu.ac.jp

目次

高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請について	3
1 対象者	3
2 授業料等減免の額	4
3 申請期間	4
4 申請方法	5
5 授業料等減免の流れ	6
6 注意事項	6
授業料等減免申請書 記入の注意点	7

※授業料等減免に関して気になることがあれば、表紙の問合せ先にご連絡ください。

高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請について

「高等教育の修学支援新制度」は「授業料・入学料の免除または減額（以下「授業料等減免」といいます。）」と「日本学生支援機構の実施する給付型奨学金（以下「給付奨学金」といいます。）」の2つの支援により、大学での学びを支援します。

「高等教育の修学支援新制度」の支援の適用を受けるためには、給付奨学金と授業料等減免の両方の申請を行う必要があります。給付奨学金に採用された方に対して、その決定された支援区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）に応じて、授業料等減免申請者の授業料等の全部または一部を免除します。

1 対象者

以下の要件を満たす学部学生が支援の対象者となります。（詳細は「日本学生支援機構」ホームページや「給付奨学金案内」をご確認ください。）

（１）家計の経済状況に関する要件（①と②の両方に該当すること）

①収入基準

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生であること。

②資産基準

申請者と生計維持者の保有する資産が一定の基準を超えていないこと。

（２）学業成績等に関する要件

①入学後１年を経過していない場合

次のいずれかに該当すること。

- ・高等学校等の評定平均が3.5以上であること
- ・本学入試の成績が入学者の上位2分の1であること（該当するかはお伝えできません）
- ・高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」といいます。）の合格者であること
- ・将来、社会で自立し活躍する目標を持って修学する意欲があることが「学修計画書」により確認できること

②入学後１年以上を経過した場合

次のいずれかに該当すること。ただし、該当する場合であっても、在学中の学業成績が的確認定の基準において「廃止」に該当する場合は、不採用とします。

- ・GPA（成績平均）が在籍する学科の学年全体の上位2分の1であること（該当するかはお伝えできません）
- ・修得した単位数が標準単位数以上^(※)であり、かつ、将来、社会で自立し活躍する目標を持って修学する意欲があることが「学修計画書」により確認できること

※標準単位数：31単位（看護学科のみ32単位）×在籍年数

※標準単位数以上でなくても、傷病等のやむを得ない理由があることが認められる場合には、「学修契約書」の確認をもって基準を満たすことになることがあります。

廃止	・修業年限（４年）で卒業できないことが確定したこと ・修得した単位数の合計数が標準単位数の５割以下であること
----	---

	・履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること ・「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	・修得した単位の合計数が標準単位数の6割以下であること ・GPAが在籍する学科の学年全体の下位4分の1であること ・履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

(3) 国籍・在留資格等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ・日本国籍を有する者
- ・法定特別永住者として本邦に在留する者
- ・永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ・定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で、将来永住する意思があると在学する学校の長が認めた者

(4) 大学へ進学するまでの期間に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ・高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、入学した日までの期間が2年を経過していない者（2浪以下であること）
- ・認定試験の受験資格を取得した年度（16歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過していても毎年度認定試験を受験していた者を含みます）で、認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ・「個別の入学試験」を経て入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに入学した者

2 授業料等減免の額

授業料及び入学料の減免は下表のとおりです。

支援区分
第Ⅰ区分、多子世帯（3/3 減免）
第Ⅱ区分（2/3 減免）
第Ⅲ区分（1/3 減免）
第Ⅳ区分（1/4 減免）

3 申請期間

授業料の減免について、前期は4月、後期は10月に申請を受け付けます。大学ホームページ、学内グループウェア（デスクネッツ）で周知しますので、必ず確認してください。

授業料減免申請は半期ごと（前期・後期）にそれぞれ申請が必要です。給付奨学金が停止中であ

っても、廃止または満期でない限りは必ず申請してください。

入学料については合格手続き期間に受け付けを終了しています。

※申請期間を過ぎた申請は一切受け付けません。

※申請者は、減免が決定されるまでの間、授業料・入学料の納付が猶予されます。

※申請を希望する方は、絶対に授業料・入学料を納付しないでください。一度納付してしまうと授業料等 0 減免の対象者（新規に給付奨学金を申請する場合を含む）であっても返還はできません。

4 申請方法

以下の書類を揃えて教務課窓口を持参するか、レターパックでの郵送で提出してください。郵送で提出する場合は、定められた申請期限までに届かなかった場合や書類に不備があった場合に、申請を受け付けられませんので、よく確認の上、余裕をもって提出してください。

【郵送する場合の送付先】

〒300-0394

茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669-2

茨城県立医療大学 事務局教務課学生係授業料減免担当

- ・ 授業料減免等申請書
- ・ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A 様式 1）
- ・ ~~（予約採用者のみ）採用候補者決定通知のコピー~~
- ・ ~~授業料の納付書（絶対に納付しないでください）~~

5 授業料等減免の流れ

	新入生		在学生	
	採用候補者	在学採用申請予定者（新規申請）		給付奨学生
合格後	○申請書類提出（入学手続き時） ・入学料減免申請書 ・授業料減免等申請書 ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 ・採用候補者決定通知のコピー			
4月	●給付奨学金の進学後の手続き 手続きをしないと給付奨学生とならないので、授業料等減免も受けられません。 入学後は必ず手続きをしてください。	●給付奨学金の申込（6月採用） ○申請書類提出 ・授業料減免等申請書 ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 ・授業料の納付書（絶対に納付しないでください）		○申請書類提出 ・授業料減免等申請書 ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書 ・授業料の納付書（絶対に納付しないでください）
5月	●給付奨学金の採用決定 ○授業料等減免の認定決定			●学業成績の判定結果通知 ○授業料等減免の認定決定
6月	★授業料・入学料の納付（一部免除者・不許可者）	●給付奨学金の採用決定（6月採用） ○授業料等減免の認定決定 ★授業料の納付（一部免除者・不許可者）		★授業料の納付（一部免除者・不許可者）
7月				
8月				
9月		●給付奨学金の申込（11月採用）		
10月	○給付奨学金が採用されたら右欄の「給付奨学生」の流れになります。	○申請書類提出 ・授業料減免等申請書 ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 ・授業料の納付書（絶対に納付しないでください）		○申請書類提出 ・授業料減免等申請書 ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書 ・授業料の納付書（絶対に納付しないでください）
11月		●給付奨学金の採用決定（11月採用） ○授業料等減免の認定決定 ★授業料の納付（一部免除者・不許可者）		○授業料等減免の認定決定 ★授業料の納付（一部免除者・不許可者）
12月				

6 注意事項

- ・減免に関する大学からの連絡は学内グループウェア（デスクネッツ）のインフォメーションやメールアドレス宛に通知します。確認していなかったことを理由に不利益が生じたとしても、大学は一切責任を負えませんので日頃から確認するようにしてください。
- ・大学からの呼び出し等に対しては、指定された期日までに対応するようにしてください。期日を過ぎてしまった場合、授業料等減免が取り消される可能性があります。
- ・年度末に実施される給付奨学金の適格認定で「廃止」となった場合、授業料等減免の認定も取り消され、以後、新制度による授業料等減免を受けることができません。
- ・授業料等減免は給付奨学金の支援区分に応じて減免額を決定しますが、給付奨学金の手続きと授業料等減免の申請手続きは連動していません。給付奨学金に採用されていても授業料等減免の申請書類が提出されないと授業料減免の対象になりませんので十分に注意してください。

授 業 料 減 免 等 申 請 書	
茨城県知事 殿	申請者 20XX年●月▲日 記入日を記入する
所 属 放射線技術科学科・専攻科・研究科	
学籍番号 14XX0◇■▼	
氏 名 医 藤 大 太 郎	
保証人	
住 所 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669-2	
氏 名 医 藤 大 一 郎	
(申請者との続柄 父)	
年度の記入漏れ注意！	
令和5年度第一期授業料の減免（徴収猶予・分割納付の適用）を受けたいので、下記により申請します。	
記	
1 申請内容	前期の場合は「一」、後期の場合は「二」を記入
(1) 減免	「(1)」減免に丸をつける
(2) 徴収猶予	
(3) 分割納付	
徴収猶予希望期限	年 月 日 まで
分割納付希望回数	回
納入年月日	第1回 年 月 日
	第2回 年 月 日
	第3回 年 月 日
2 申請理由（具体的に記入すること。）	理由
日本学生支援機構の給付奨学金に採用されているため。	
【記載例】	
「多子世帯に採用されているため」	
「日本学生支援機構の給付奨学金に申請されているため」で	
OK	
3 1で減免を申請した者で、減免が認められない場合においては徴収猶予又は分割納付の適用を希望する者は、次に記入すること。	
(1) 徴収猶予	
徴収猶予希望期限	年 月 日 まで
(2) 分割納付	
分割納付希望回数	回
納入年月日	第1回 年 月 日
	第2回 年 月 日
	第3回 年 月 日
4 添付書類	
(1) 所得を確認できる書類（	）
(2) 経済的理由を証明する書類（	）
(3) 家庭状況調査書	
(4) その他（	）

申請者・保証人の情報を記入する
(記入漏れがないよう注意！)

令和5年度第一期授業料の減免（徴収猶予・分割納付の適用）を受けたいので、下記により申請します。

前期の場合は「一」、後期の場合は「二」を記入

「(1)」減免に丸をつける

理由

【記載例】

「多子世帯に採用されているため」

「日本学生支援機構の給付奨学金に申請されているため」で

OK

減免が認められない場合に「徴収猶予」や「分割納付」を希望する場合は記入。教務課学生担当に事前相談の上、記入することをおすすめします。

(徴収猶予：前期は8月末日、後期は2月末日まで

分割納付：最大3回、3回目は徴収猶予の期限まで)